

平成27年11月24日

陳情第27号「市民の為の図書館の運営と組織についての陳情」について

資料

- 1 川崎市立図書館の施設及び利用案内について
- 2 川崎市立図書館資料収集要綱
- 3 川崎市立図書館資料提供イメージ
- 4 図書館業務について

参考資料

- 1 図書館法（抄）
- 2 図書館の設置及び運営上の望ましい基準（抄） 文部科学省
- 3 川崎市立図書館規則（抄）

教育委員会

## 川崎市立図書館の施設及び利用案内について

## 1 川崎市立図書館の施設

区分	名称	住所
地区図書館	川崎図書館	川崎区駅前本町 12 番地 1
	幸図書館	幸区戸手本町 1 丁目 11 番地 2
	中原図書館	中原区小杉町 3 丁目 1, 301 番地
	高津図書館	高津区溝口 4 丁目 16 番 3 号
	宮前図書館	宮前区宮前平 2 丁目 20 番地 4
	多摩図書館	多摩区登戸 1, 775 番地 1
	麻生図書館	麻生区万福寺 1 丁目 5 番 2 号
分館・閲覧所	川崎図書館大師分館	川崎区大師駅前 1 丁目 1 番 5 号
	川崎図書館田島分館	川崎区追分町 16 番 1 号
	幸図書館日吉分館	幸区南加瀬 1 丁目 7 番 17 号
	高津図書館橋分館	高津区久末 2, 012 番地 1
	麻生図書館柿生分館	麻生区片平 3 丁目 3 番 1 号
	多摩図書館菅閲覧所	多摩区菅 3-1-1 K・Tプラザ 3・4階

## 2 利用案内

## (1) 個人の貸出

一人図書 10 冊まで、視聴覚資料 (CD) 3 点まで、貸出日から 15 日以内

## (2) 予約・リクエストできる点数 ※

一人図書 10 冊まで、視聴覚資料 (CD) 3 点まで

※〔 予約…既に所蔵している資料への提供の優先申込  
リクエスト…所蔵していない資料への提供の優先申込 〕

## (3) 開館時間

月～金曜日 午前 9 時 30 分～午後 7 時 (分館は午前 10 時～午後 6 時)

※中原図書館のみ、月～金曜日 午前 9 時 30 分～午後 9 時

土・日曜日・国民の祝休日

午前 9 時 30 分～午後 5 時 (分館は午前 10 時～午後 5 時)

## (4) 休館日

施設点検日 (毎月第 3 月曜日、祝休日にあたる場合は当該日の次の休日でない日を休館日とする)

館内特別整理期間 (図書点検期間)、年末年始、その他 (電気設備点検・消防点検等)

## 川崎市立図書館資料収集要綱

## (目的)

第1条 この要綱は、川崎市立図書館設置条例および川崎市立図書館規則に規定する事業を円滑に行うため、川崎市立図書館における資料の収集に関して必要な事項を定めることを目的とする。

## (資料収集の基本方針)

第2条 川崎市立図書館は、市民の要求や社会的動向等が的確に反映されるよう十分配慮して、市民の自主的な学習、調査研究、趣味、娯楽等に必要な資料および情報を幅広く収集するものとする。また官庁・自治体・議会が発行した資料および情報を収集する。

2 資料の収集にあたっては、次の点に留意する。

- (1) あらゆる思想、信条、学説、宗教に対して、自由かつ公平に扱う。
- (2) 個人、組織、団体からの圧力や干渉によって収集の自由を放棄したり紛糾をおそれて自己規制したりしない。
- (3) 人権を侵害するおそれのある資料は、特に慎重に採否を決定する。
- (4) 図書館員の個人的関心や好みによって選択しない。

3 資料の選定については、選定委員会を設け、図書館員の合議によって行い、図書館長が決定する。

## (資料収集の種類と範囲)

第3条 収集する資料は国内出版物を中心に、全分野にわたり、基本的なものから必要に応じて専門的なものまで幅広く収集する。

2 収集する資料の種類については、(1) 図書 (2) 逐次刊行物 (3) 地域・行政資料 (4) 視聴覚資料 (5) 障害者サービス用資料 (6) 電子資料 (7) その他 (パンフレット他) など、時代の要求にあった多様な形態のものを収集する。

## (資料収集の分担)

第4条 各区図書館、分館、閲覧所、自動車文庫は、それぞれの役割、機能にしたがって収集するものとする。

2 収集にあたって各区図書館は、特色ある蔵書内容をはかり分野別分担収集に努める。分野別分担収集の基準については別に定める。

## (資料別収集方針)

第5条 資料別の収集方針は次のとおりとする。

## (1)一般図書

一般図書は、科学技術の進展や社会的動向に留意し、職業活動、地域活動、家庭生活の向上に資することなどに配慮して幅広く収集する。

## (2)児童図書

① 児童図書は、乳幼児から小学校高学年程度を対象に、子どもが読書の楽しみを発見し、読書習慣の形成と継続に役立つ資料を収集する。特に、長く親しまれている絵本など、基本的な資料は欠本を生じさせないようにする。

② 調べ学習など調査研究のための資料を幅広く収集する。

## (3)ヤングアダルト図書

ヤングアダルト図書は、中学生、高校生ならびに同世代の青少年を対象に、進路・職業選択に関わる資料・情報に留意し、教養、趣味、娯楽、実用にわたり関心の高い資料を収集する。

## (4)参考図書

参考図書は、市民の一般的な調査研究のために必要な事典、辞典、年鑑、目録、書誌、

地図等を幅広く収集する。

(5)外国語図書

外国語図書は学習、教養、娯楽に応えられるよう、英語、中国語、韓国語などを中心に収集する。

(6)逐次刊行物

新聞は、主要全国紙、地元地方紙を中心に、必要に応じ専門紙、外国語紙についても収集する。

雑誌は、国内発行の各分野の基本的・代表的な雑誌を中心に、必要に応じ海外雑誌も含めて収集する。

(7)地域・行政資料

① 川崎市に関する地域・郷土資料及び行政資料は網羅的に収集し、神奈川県及び隣接市町村の資料についても、できる限り収集する。

② 川崎市ゆかりの作家、文化人の著作物を収集する。

(8)視聴覚資料

視聴覚資料は、学習、教養及び実用等に資するため、録音資料等については、基本的な作品及び代表的な演者の作品を中心に収集し、映像資料については、官公庁及び公共的な団体等の作品を中心に収集する。

地域資料についてはできる限り収集する。

(9)障害者サービス用資料

図書館利用に障害のある人たちへのサービスのため、録音図書、大活字本及び拡大写本の絵本等を収集する。

(10)電子資料

電子資料は、調査研究に応えられるよう、各種電子媒体による出版資料およびインターネット情報や各種データベースを必要に応じ収集する。

(11)その他

パンフレット等は、必要に応じて収集する。

(12)寄贈資料

寄贈資料の受入についても、この収集要綱を適用する。

(複本)

第6条 特に利用の多い資料は複本を揃える。複本の基準については別に定める。

(未所蔵資料へのリクエスト)

第7条 リクエストされた未所蔵資料は、選定基準に基づきできる限り収集する。ただし視聴覚資料、学習参考書、問題集、コミックス、著しく高度な学術書へのリクエストは原則として対応しない。

(蔵書の更新・除籍)

第8条 常に質の高い新鮮な資料構成を維持するため、別に定める除籍および保存の要綱に基づいて資料保存の状況に留意しつつ、資料の除籍を行い、基本的資料及び利用度の高い資料については買い替え等により補充する。

(その他)

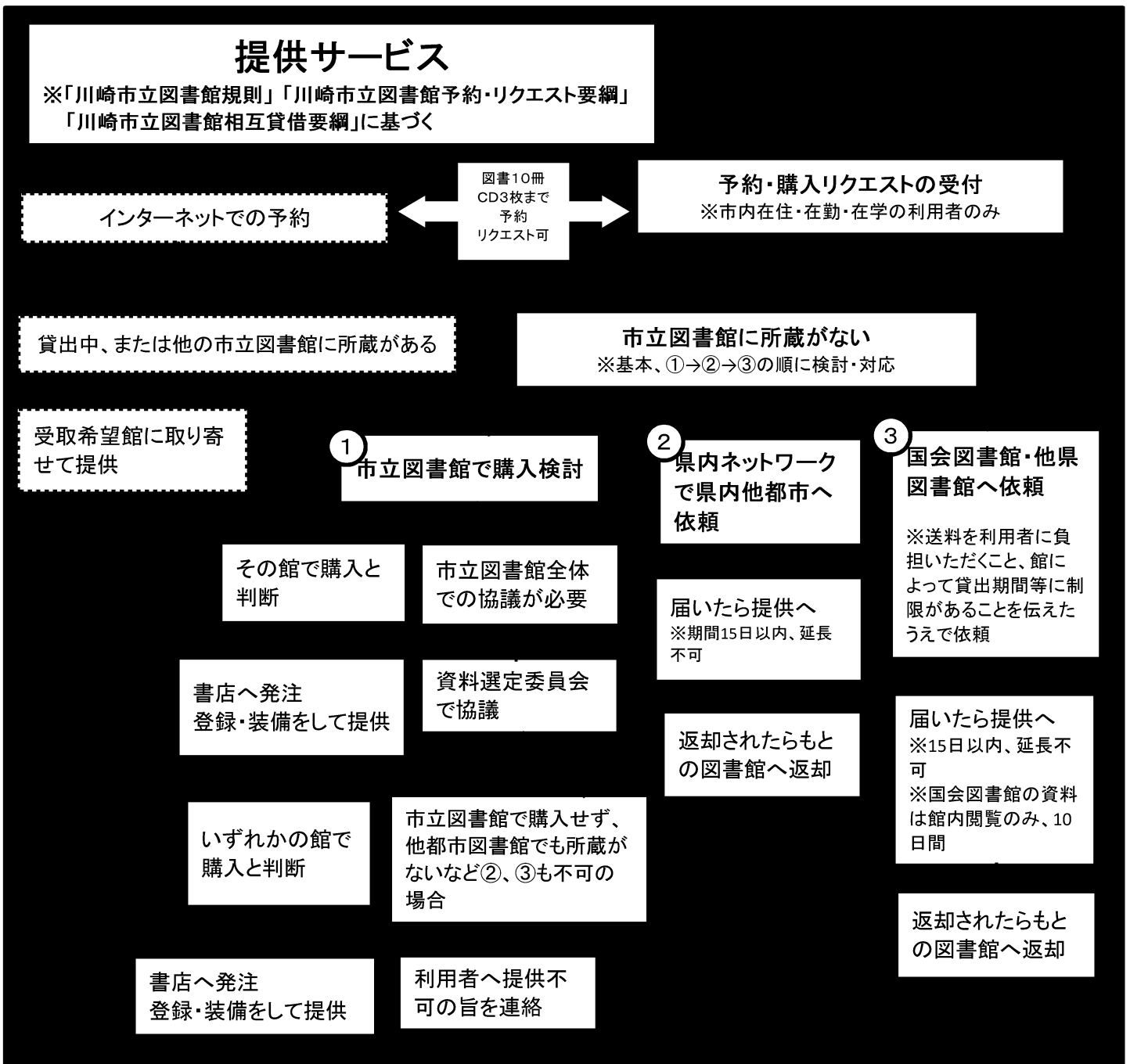
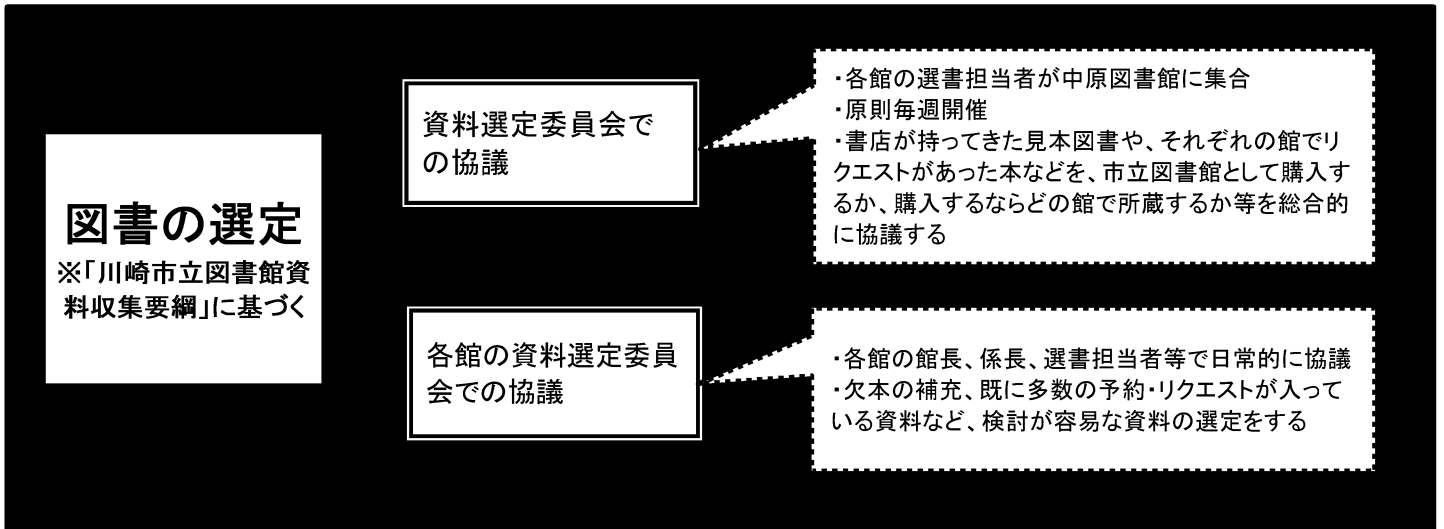
第9条 この要綱に定めるもののほか、資料の収集に関する事項については、図書館長が別に定める。

附 則

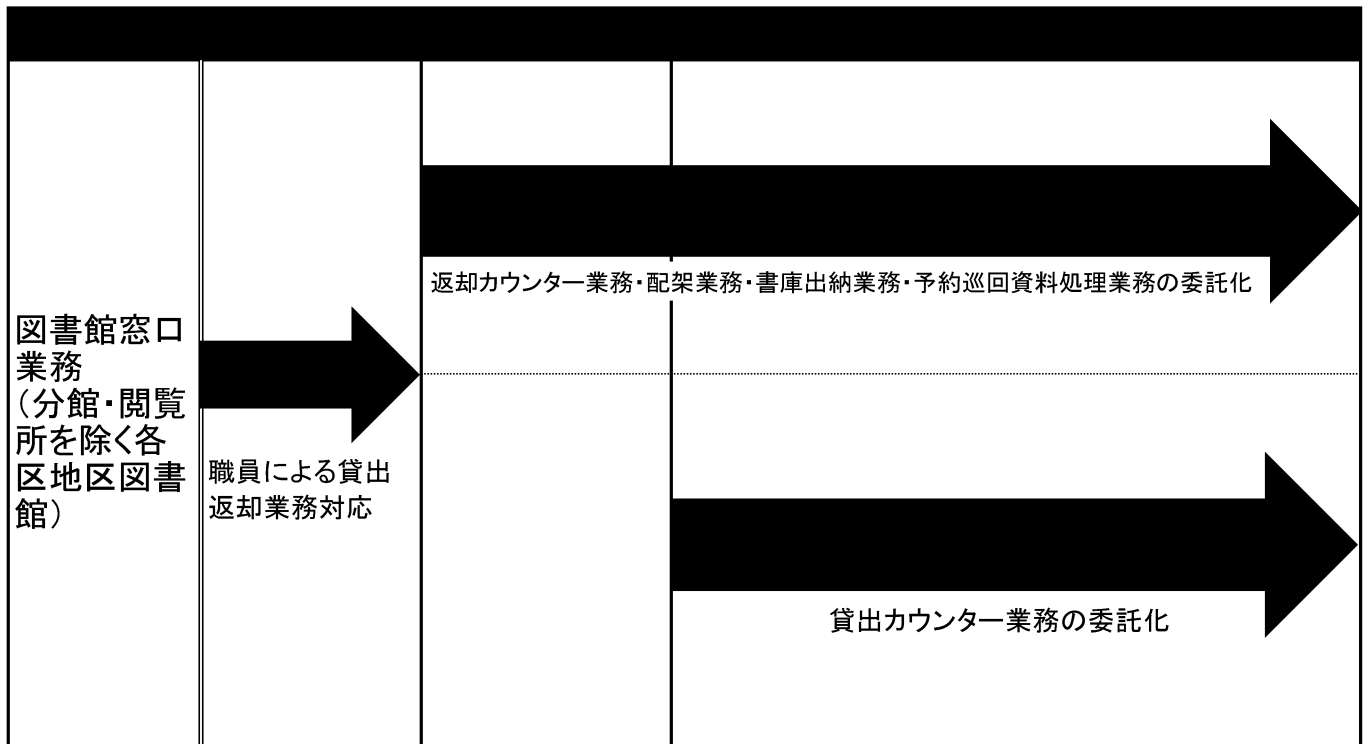
この要綱は、平成17年6月1日から施行する。従前の「川崎市立図書館資料収集に関する要綱」(昭和54年4月12日制定)は廃止する。

附 則

この改正要綱は、平成22年5月14日から施行する。



図書館業務について



図書館法（抄）

（この法律の目的）

第一条 この法律は、社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）の精神に基き、図書館の設置及び運営に関して必要な事項を定め、その健全な発達を図り、もつて国民の教育と文化の発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「図書館」とは、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設で、地方公共団体、日本赤十字社又は民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の法人が設置するもの（学校に附属する図書館又は図書室を除く。）をいう。

（図書館奉仕）

第三条 図書館は、図書館奉仕のため、土地の事情及び一般公衆の希望にそい、更に学校教育を援助し得るように留意し、おおむね左の各号に掲げる事項の実施に努めなければならない。

- 一 郷土資料、地方行政資料、美術品、レコード、フィルム of 収集にも十分留意して、図書、記録、視覚聴覚教育の資料その他必要な資料（以下「図書館資料」という。）を収集し、一般公衆の利用に供すること。
- 二 図書館資料の分類排列を適切にし、及びその目録を整備すること。
- 三 図書館の職員が図書館資料について十分な知識を持ち、その利用のための相談に応ずるようにすること。
- 四 他の図書館、国立国会図書館、地方公共団体の議会に附置する図書室及び学校に附属する図書館又は図書室と緊密に連絡し、協力し、図書館資料の相互貸借を行うこと。
- 五 分館、閲覧所、配本所等を設置し、及び自動車文庫、貸出文庫の巡回を行うこと。
- 六 読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を主催し、及びその奨励を行うこと。
- 七 時事に関する情報及び参考資料を紹介し、及び提供すること。
- 八 学校、博物館、公民館、研究所等と緊密に連絡し、協力すること。

（協力の依頼）

第八条 都道府県の教育委員会は、当該都道府県内の図書館奉仕を促進するために、市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会に対し、総合目録の作製、貸出文庫の巡回、図書館資料の相互貸借等に関して協力を求めることができる。

図書館の設置及び運営上の望ましい基準（抄）

平成24年12月19日施行

文部科学省

第一 総則

一 趣旨

- 1 この基準は、図書館法（昭和二十五年法律第百十八号。以下「法」という。）第七条の二の規定に基づく図書館の設置及び運営上の望ましい基準であり、図書館の健全な発展に資することを目的とする。
- 2 図書館は、この基準を踏まえ、法第三条に掲げる事項等の図書館サービスの実施に努めなければならない。

三 運営の基本

- 2 市町村立図書館は、知識基盤社会における知識・情報の重要性を踏まえ、資料（電磁的記録を含む。以下同じ。）や情報の提供等の利用者及び住民に対する直接的なサービスの実施や、読書活動の振興を担う機関として、また、地域の情報拠点として、利用者及び住民の要望や社会の要請に応え、地域の実情に即した運営に努めるものとする。

四 連携・協力

- 1 図書館は、高度化・多様化する利用者及び住民の要望に対応するとともに、利用者及び住民の学習活動を支援する機能の充実を図るため、資料や情報の相互利用などの他の施設・団体等との協力を積極的に推進するよう努めるものとする。
- 2 図書館は、前項の活動の実施に当たっては、図書館相互の連携のみならず、国立国会図書館、地方公共団体の議会に附置する図書室、学校図書館及び大学図書館等の図書施設、学校、博物館及び公民館等の社会教育施設、関係行政機関並びに民間の調査研究施設及び民間団体等との連携にも努めるものとする。

第二 公立図書館

一 市町村立図書館

2 図書館資料

(一) 図書館資料の収集等

- 1 市町村立図書館は、利用者及び住民の要望、社会の要請並びに地域の実情に十分留意しつつ、図書館資料の収集に関する方針を定め、公表するよう努めるものとする。
- 2 市町村立図書館は、前項の方針を踏まえ、充実した図書館サービスを実施する上で必要となる十分な量の図書館資料を計画的に整備するよう努めるものとする。その際、郷土資料及び地方行政資料、新聞の全国紙及び主要な地方紙並びに視聴覚資料等多様な資料の整備にも努めるものとする。また、郷土資料及び地方行政資料の電子化に努めるものとする。



### 3 図書館サービス

#### (一) 貸出サービス等

市町村立図書館は、貸出サービスの充実を図るとともに、予約制度や複写サービス等の運用により利用者の多様な資料要求に的確に応えるよう努めるものとする。

#### (二) 情報サービス

- 1 市町村立図書館は、インターネット等や商用データベース等の活用にも留意しつつ、利用者の求めに応じ、資料の提供・紹介及び情報の提示等を行うレファレンスサービスの充実・高度化に努めるものとする。
- 2 市町村立図書館は、図書館の利用案内、テーマ別の資料案内、資料検索システムの供用等のサービスの充実に努めるものとする。
- 3 市町村立図書館は、利用者がインターネット等の利用により外部の情報にアクセスできる環境の提供、利用者の求めに応じ、求める資料・情報にアクセスできる地域内外の機関等を紹介するレフェラルサービスの実施に努めるものとする。

#### (三) 地域の課題に対応したサービス

市町村立図書館は、利用者及び住民の生活や仕事に関する課題や地域の課題の解決に向けた活動を支援するため、利用者及び住民の要望並びに地域の実情を踏まえ、次に掲げる事項その他のサービスの実施に努めるものとする。

- ア 就職・転職、起業、職業能力開発、日常の仕事等に関する資料及び情報の整備・提供
- イ 子育て、教育、若者の自立支援、健康・医療、福祉、法律・司法手続等に関する資料及び情報の整備・提供
- ウ 地方公共団体の政策決定、行政事務の執行・改善及びこれらに関する理解に必要な資料及び情報の整備・提供

#### (四) 利用者に対応したサービス

市町村立図書館は、多様な利用者及び住民の利用を促進するため、関係機関・団体と連携を図りながら、次に掲げる事項その他のサービスの充実に努めるものとする。

- ア (児童・青少年に対するサービス) 児童・青少年用図書の整備・提供、児童・青少年の読書活動を促進するための読み聞かせ等の実施、その保護者等を対象とした講座・展示会の実施、学校等の教育施設等との連携
- イ (高齢者に対するサービス) 大活字本、録音資料等の整備・提供、図書館利用の際の介助、図書館資料等の代読サービスの実施
- ウ (障害者に対するサービス) 点字資料、大活字本、録音資料、手話や字幕入りの映像資料等の整備・提供、手話・筆談等によるコミュニケーションの確保、図書館利用の際の介助、図書館資料等の代読サービスの実施
- エ (乳幼児とその保護者に対するサービス) 乳幼児向けの図書及び関連する資料・情報の整備・提供、読み聞かせの支援、講座・展示会の実施、託児サービスの実施
- オ (外国人等に対するサービス) 外国語による利用案内の作成・頒布、外国語資料や各国事情に関する資料の整備・提供
- カ (図書館への来館が困難な者に対するサービス) 宅配サービスの実施

○川崎市立図書館規則（抄）

（趣旨）

第1条 この規則は、川崎市立図書館設置条例（昭和25年川崎市条例第32号）第4条の規定に基づき、川崎市立図書館（以下「図書館」という。）の管理及び運営について必要な事項を定めるものとする。

（事業）

第2条 図書館は、おおむね次の各号に掲げる事業を行う。

- （1） 図書、記録、郷土資料、地方行政資料その他必要な資料（以下「図書館資料」という。）を収集し、分類し、配列し、及びその目録を整備すること。
- （2） 図書館資料を市民の利用に供し、及びその利用のための相談に応ずること。
- （3） 配本所及び自動車文庫を運営すること。
- （4） 読書会、研究会、鑑賞会、資料展示会、講演会等を主催し、及びその奨励を行うこと。
- （5） 図書館奉仕のための資料を刊行し、及び配布すること。
- （6） 学校図書館、他図書館等と緊密に連絡し、協力し、及び他図書館と図書館資料の相互貸借を行うこと。